

児童センター・学童保育所の指定管理者制度の継続について

○ 指定管理者制度の概要（児童センター・学童保育所）

① これまでの指定管理期間

平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日

平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日

② 指定管理施設（令和5年1月13日現在）

- ・ 志津児童センター及び志津北部地区7学童保育所
- ・ 北志津児童センター及び志津南部地区8学童保育所
- ・ 佐倉老幼の館及び佐倉地区5学童保育所
- ・ 臼井老幼の館及び臼井地区6学童保育所
- ・ 南部児童センター及び南部地区7学童保育所 ※

※R5.4.1 に第二寺崎学童保育所が開設し南部地区は8学童保育所になる予定

○ 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）